

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【事業者指定】

| | | |
|----|-------------|---|
| 1 | サービス提供の目的 | 必要とされた生活支援を行うにあたり、本人の能力を最大限活かせる方法で提供し、機能の維持向上および自立支援をめざす なお、一定期間後のモニタリングに基づき住民主体の支援に移行していく |
| 2 | サービス内容 | ・掃除や洗濯などの生活援助 ・機能の維持向上および自立を目指した支援 |
| 3 | 想定される対象者 | 生活援助が必要と認められる者 |
| 4 | 利用回数 | 月24回まで |
| 5 | 利用時間 | 1回20分(1日あたりの上限はなし) |
| 6 | 単価等 | 20分につき810円 |
| 7 | 利用者負担額 | ・介護給付の利用者負担割合 1割 (一定以上所得の利用者は2割) |
| 8 | サービス費用の請求方法 | 毎月、国保連に請求 |
| 9 | 併用できるサービス | 訪問型サービスC、通所型サービス |
| 10 | 限度額管理 | 限度額管理の対象 国保連で管理(限度額は移行型と同様) |
| 11 | サービス提供者 | 営利法人(介護保険事業を行っている法人に限る)、NPO、協同組合、社会福祉法人で、主に雇用されている労働者 |
| 12 | 指定基準 | ○人員 管理者:専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) 従事者:1以上必要数 資格要件:介護福祉士・介護職員 (初任者研修等修了者又は市の指定する一定の研修受講者) サービス提供責任者:従事者のうち1以上必要数 資格要件:従事者に同じ ○設備 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品 ○運営 個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 |